

企業名称登記管理実施弁法

2004年7月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

企業名称登記管理実施弁法

中華人民共和国国家工商行政管理総局令

(第 10 号)

「企業名称登記管理実施弁法」は中華人民共和国国家工商行政管理総局局務会議において改正が決定された。ここに公布し、2004年7月1日から施行する。

局長：王衆孚

2004年6月14日

企業名称登記管理実施弁法

(1999年12月8日付け国家工商行政管理局令第93号により公布、2004年6月14日付け国家工商行政管理総局令第10号により改正)

第一章 総則

第1条 企業名称の登記管理を強化、整備し、企業名称所有者の合法的な権益を保護し、公平な競争秩序を維持するために、「企業名称登記管理規定」及び関連の法律、行政法規に基づいて本規則を制定する。

第2条 本規則は工商行政管理機関が登記を行った企業法人及び法人資格を持たない企業の名称に適用する。

第3条 企業は法により自身の名称を選択し、登記を申請しなければならない。企業は成立した日から企業名称権を有する。

第4条 各級の工商行政管理機関は法により企業名称の承認・登記を行わなければならない。

権限を逸脱して承認した企業名称は是正しなければならない。

第 5 条 工商行政管理機関は企業名称に関して等級別登記管理を実施する。国家工商行政管理総局は全国の企業名称登記管理業務を主管し、次の各号に掲げる企業名称の承認を担当する。

- (一) 「中国」、「中華」、「全国」、「国家」、「国際」などの字句を冠しているもの
- (二) 名称中に「中国」、「中華」、「全国」、「国家」などの字句を使用しているもの
- (三) 行政区画を含まないもの

地方の工商行政管理局は前項の規定以外の次の各号に掲げる企業名称の承認を担当する。

- (一) 同級の行政区画を冠しているもの
- (二) 本規則第 12 条に合致し、同級の行政区画を含むもの

国家工商行政管理総局が外商投資企業の承認登記権を付与した工商行政管理局は本規則に基づいて外商投資企業名称の承認を行う。

第二章 企業名称

第 6 条 企業法人名称中にその他の法人の名称を含めてはならない。ただし、国家工商行政管理総局に別段の定めがある場合を除く。

第 7 条 企業名称中に他の企業の名称を含めてはならない。

企業の支部の名称はその従属する企業の名称を冠しなければならない。

第 8 条 企業名称は国家規格に適合した漢字を使用しなければならず、中国語のピンイン（中国語で音節を音素文字に分け、ラテン文字化して表記したもの——訳注）、アラビア数字を使用してはならない。

企業名称を外国語に翻訳して使用する必要がある場合、企業は言語翻訳の原則に基づいて自ら翻訳して使用し、工商行政管理機関による承認・登記を経る必要はない。

第 9 条 企業名称は行政区画、屋号、業種、組織形態の順序で構成しなければならない。

ただし、法律、行政法規及び本規則に別段の定めがある場合を除く。

第 10 条 国務院が設立を決定した企業を除き、企業名称は「中国」、「中華」、「全国」、「国家」、「国際」などの字句を冠してはならない。

企業名称中に「中国」、「中華」、「全国」、「国家」、「国際」などの字句を使用する場合、その字句は業種を限定するものでなければならない。

外国（地域）企業の屋号を使用する外商独資企業、外方控股（外国側の持ち株比率が高く、実際会社をコントロールしていること——訳注）の外商投資企業は、名称に「(中国)」の字句を使用することができる。

第 11 条 企業名称中の行政区画はその企業の所在地の県級以上の行政区画の名称又は地名でなければならない。

市轄区の名称は企業名称中で行政区画として単独で使用することはできない。市轄区の名称を市の行政区画に続けて使用する企業名称は、市工商行政管理局が承認を行う。

省、市、県の行政区画を続けて使用する企業名称は、最高級の行政区の工商行政管理局が承認を行う。

第 12 条 次の各号に掲げる要件に該当する企業法人は、名称中の行政区画を屋号の後、組織形態の前に置くことができる。

- (一) 持株会社の名称中の屋号を使用する
- (二) その持株会社の名称中に行政区画が含まれていない

第 13 条 国家工商行政管理総局の承認を受けて、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する企業法人は、行政区画を含まない企業名称を使用することができる。

- (一) 国務院が承認した場合
- (二) 国家工商行政管理総局が登記を行った場合
- (三) 登録資本（又は登録資金）が 5,000 万人民币元以上である場合

(四) 国家工商行政管理総局に別段の定めがある場合

第 14 条 企業名称中の屋号は 2 以上の文字で構成しなければならない。

行政区画は屋号として使用してはならない。ただし、県以上の行政区画の地名がその他の意味を持つ場合を除く。

第 15 条 企業名称は自然人である投資者の氏名を屋号として使用することができる。

第 16 条 企業名称中の業種の記述は国民経済業種に属する企業の経済活動の性質又は企業の事業の特徴を反映する用語でなければならない。

企業名称中の業種用語の内容は企業の経営範囲と一致していなければならない。

第 17 条 企業の経済活動の性質が国民経済業種の異なる大分類に属している場合、主な経済活動の性質の属する国民経済業種分類用語を選択し企業名称中の業種を記述しなければならない。

第 18 条 企業名称中に国民経済業種分類用語を使用せず、企業が従事する業種を記述する場合、次に各号に掲げる要件に合致していなければならない。

(一) 企業の経済活動の性質がそれぞれ国民経済業種の 5 以上の大分類に属している。

(二) 企業の登録資本（又は登録資金）が 1 億元以上である、又は企業グループの親会社である。

(三) 同一の工商行政管理機関が承認又は登記を行った企業名称中の屋号と異なる。

第 19 条 企業はその事業の特徴を反映させるために、名称中の屋号の後に国（地域）の名称又は県級以上の行政区画の地名を使用することができる。

上述の地名は企業名称中の行政区画と見なさない。

第 20 条 企業名称はその経営範囲を逸脱する業務があることを明示又は暗示してはならない。

第三章 企業名称の登記

第 21 条 企業の営業許可証には、企業名称を 1 つのみ表示することが認められる。

第 22 条 会社を設立する場合、名称の事前承認を申請しなければならない。

法律、行政法規の規定により、企業の設立に審査承認を経なければならない場合、又は企業の経営範囲の中に審査承認を経なければならない項目がある場合、審査承認前に企業名称事前承認手続きを行い、工商行政管理機関の承認を受けた企業名称をもって審査承認を受けなければならない。

その他の企業を設立する場合、名称の事前承認を申請することができる。

第 23 条 企業名称事前承認を申請する場合、全ての出資者、共同経営者、提携先（以下、「投資者」と総称する）が指定した代表又は委任した代理人は、名称承認の管轄権を有する工商行政管理機関に企業名称事前承認申請書を提出しなければならない。

企業名称事前承認申請書には企業の名称（候補の名称を記載することができる）、住所、登録資本、経営範囲、投資者の名称又は氏名、投資額及び出資比率、委任に関する意見（指定した代表又は委任した代理人の氏名、権限及び期間）を明記し、全ての投資者が署名、捺印しなければならない。

企業名称事前承認申請書に指定した代表又は委任した代理人の身分証の写しを貼付しなければならない。

第 24 条 工商行政管理機関で直接企業名称事前承認手続きを行う場合、工商行政管理機関は事前承認を申請した企業名称についてその場で審査の上、承認又は却下を決定しなければならない。承認する場合、「企業名称事前承認通知書」を発行し、却下する場合、「企業名称却下通知書」を発行する。

郵送、ファックス、電子データ交換などの方式を通じて企業名称事前承認を申請する場合、「企業登記手続規定」に従って行う。

第 25 条 企業設立登記を申請する際、すでに企業名称事前承認手続きを行った場合、「企業名称事前承認通知書」を提出しなければならない。

設立企業の名称について法律、行政法規で審査承認を経なければならない旨が規定されているにもかかわらず、審査承認文書を提出することができない場合、登記機関は事前承認を受けた企業名称で登記を行ってはならない。

企業名称事前承認と企業登記の手続きを行った工商行政管理機関が異なる場合、登記機関は企業登記を行った日から 30 日以内に、企業名称の承認を行った工商行政管理機関に関連の登記状況について届け出なければならない。

第 26 条 企業が名称を変更する場合、その登記機関に変更登記を申請しなければならない。

企業が変更を申請する名称が、登記機関の管轄に属する場合、登記機関が直接変更登記を行う。

企業が変更を申請する名称が、登記機関の管轄に属さない場合、本規則第 27 条の規定に従って手続きを行う。

企業名称の変更登記の承認を受けた日から 30 日以内に、企業はその支部の名称の変更登記を申請しなければならない。

第 27 条 企業名称の変更登記の申請時に、企業登記及び企業名称の承認を行った工商行政管理機関が異なる場合、企業登記機関は企業が変更しようとする名称について初期審査を行い、名称管轄権を有する工商行政管理機関に企業名称変更承認意見書を提出しなければならない。

企業名称変更承認意見書には原企業名称、変更しようとする企業名称（候補の名称）、住所、登録資本、経営範囲、投資者の名称又は氏名、企業登記機関の審査意見を明記し、公印を押印しなければならない。名称管轄権を有する工商行政管理機関は企業名称変更承認意見書を受け取った後、5 日以内に審査の上、承認又は却下を決定しなければならない。承認する場合、「企業名称変更承認通知書」を発行し、却下する場合、「企業名称却下通知書」を発行する。

登記機関は企業名称の変更登記の承認を行った日から 30 日以内に、関連の登記状況について企業名称の承認を行った工商行政管理機関に届け出なければならない。

第 28 条 会社名事前承認及び会社名変更承認の有効期間は 6 か月とし、有効期間が満了した後、承認を受けた名称は自動的に失効する。

第 29 条 企業が関連業務の経営権の取消しを受け、さらにその名称がその業務を示す内容であった場合、企業はその業務の経営権の取消しを受けた日から 1 か月以内に、登記機関に企業名称などの登記事項の変更を申請しなければならない。

第 30 条 企業が登記を抹消し、又は営業許可証の取消しを受けた場合で、その名称がその他の工商行政管理機関の承認を受けたものである場合、登記機関は登記の承認・抹消状況又は行政処分決定書その企業名称の承認を行った工商行政管理機関に届け出なければならない。

第 31 条 企業名称が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、これを承認しない。

(一) 同一の工商行政管理機関が承認又は登記を行った同業種の企業名称・屋号と同じである。ただし、資本関係がある場合を除く。

(二) 同一の工商行政管理機関が承認又は登記を行った本規則第 18 条に合致する企業名称・屋号と同じである。ただし、資本関係がある場合を除く。

(三) その他の企業の名称を変更してから 1 年が経過していない旧名称と同じである。

(四) 登記の抹消又は営業許可証の取消しを受けてから 3 年が経過していない企業名称と同じである。

(五) 法律、行政法規に違反するその他の状況。

第 32 条 工商行政管理機関は企業名称の承認・登記に関する保存記録を作成しなければならない。

第 33 条 「企業名称事前承認通知書」、「企業名称変更承認通知書」、「企業名称却下通知書」及び企業名称の承認・登記に関する書式は国家工商行政管理総局が統一して制定する。

第 34 条 外国（地域）企業の名称は、中国が加わっている国際合意、協定、条約などの関連規定に基づいて、保護を受ける。

第四章 企業名称の使用

第 35 条 事前承認を受けた企業名称は有効期間内において、事業活動に使用してはならず、また譲渡してはならない。

企業が名称を変更する場合、その登記機関が変更登記の承認を行う前に、「企業名称変更承認通知書」において変更の承認を受けた企業名称を使用して事業活動に従事してはならず、また譲渡してはならない。

第 36 条 企業は所在場所に企業名称を明示しなければならない。

第 37 条 企業の印章、銀行口座、便箋に使用する企業名称は、その営業許可証に記載されている企業名称と同じでなければならない。

第 38 条 法律文書に企業名称を使用する場合、その企業の営業許可証に記載されている企業名称と同じでなければならない。

第 39 条 企業が名称を使用する場合、信義誠実の原則を順守しなければならない。

第五章 管理監督と紛争の処理

第 40 条 各級の工商行政管理機関はその機関の管轄区域内で活動に従事する企業の企業名称使用行為に対して、法により管理監督を行う。

第 41 条 すでに登記を行った企業名称が、使用過程において公衆を欺き若しくは誤解させた、又は他人の合法的な権益を損ねた場合、不適切であると認定し是正しなければならない。

第 42 条 企業がその名称に起因して他人との間に紛争が発生した場合、工商行政管理機関に処理を申請することができ、また人民法院に訴訟を提起することもできる。

第 43 条 企業が工商行政管理機関に名称に関する紛争の処理を申請する場合、相手方の名称の承認を行った工商行政管理機関に次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

(一) 申請書

(二) 申請者の資格証明

(三) 立証資料

(四) その他の関連資料

申請書には申請者が署名し、申請者及び被申請者の状況、名称に関する紛争の事実並びに理由、請求事項などの内容を明記しなければならない。

代理人に委任する場合、さらに委任状及び被委任者の資格証明を提出しなければならない。

第 44 条 工商行政管理機関は企業名称に関する紛争を受理した後、次の各号に掲げる手続きに従って 6 か月以内に処理を行わなければならない。

(一) 申請者及び被申請者の企業名称の登記状況に関する調査を行う

(二) 申請者が提出した資料及び紛争に関する状況について調査・事実確認を行う

(三) 名称に関する紛争の状況を書面で被申請者に告知し、1 か月以内に紛争問題に関する書面意見を提出するよう要求する

(四) 工業所有権の保護の原則及び企業名称登記管理の関連規定に基づいて処理を行う

第六章 附則

第 45 条 工商行政管理機関で登記を行う必要のある次の各号に掲げる名称については、「企業名称登記管理規定」及び本規則を参考にして手続きを行う。

(一) 企業グループの名称で、行政区画+屋号+業種+「グループ」の字句から構成される名称

(二) 規定に従って工商行政管理機関で登記を行う必要があるその他の組織の名称

第 46 条 企業名称事前承認申請書及び企業名称変更承認意見書は国家工商行政管理総局

が標準書式を統一して作成、発行し、各地の工商行政管理機関は標準書式に従って印刷、発行する。

第 47 条 本規則は 2004 年 7 月 1 日から施行する。

国家工商行政管理总局「關於貫徹『企業名称登記管理規定』有關問題的通知（「企業名称登記管理規定」の徹底にかかわる問題に関する通知）」（工商企字〔1991〕第 309 号）、「關於執行『企業名称登記管理規定』有關問題的補充通知（「企業名称登記管理規定」の執行にかかわる問題に関する補充通知）」（工商企字〔1992〕第 283 号）、「關於外商投資企業名称登記管理有關問題的通知（外商投資企業名称の登記管理にかかわる問題に関する通知）」（工商企字〔1993〕第 152 号）は同時に廃止する。

国家工商行政管理総局のその他の文書中の企業名称に関する規定が、「企業名称登記管理規定」及び本規則に抵触する場合、同時に失効する。

出所：

2004 年 6 月 14 日付け中華人民共和国国家工商行政管理総局企業登録局ウェブサイトを基に
JETRO 北京事務所日本語仮訳を作成

http://qyj.saic.gov.cn/djfg/gz/200406/t20040614_59602.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。